

会 議 録

1 会議名

第4回阿賀野市地域福祉計画策定委員会

2 開催日時

令和6年12月23日（月） 午後1時25分から午後2時25分まで

3 開催場所

阿賀野市水原総合体育館ミーティングルーム

4 出席者の氏名（敬称略）

・委員長：中村 満

・副委員長：渋谷 信和

・委員：涌井 優、清田 義弘、前田 美菜子、圓山 イツ子、
皆川謙二、吉川 麻子、山崎 美佳、高橋 正人

（14人中10人出席）

・事務局：阿賀野市役所民生部社会福祉課 課長補佐 事務局 貴幸
阿賀野市役所民生部社会福祉課 福祉企画係長 武石 昭（計2人）

・その他：株式会社スピードリサーチ 菰澤 晶一
（地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務受託業者）

5 会議内容

・開 会

・委員長あいさつ

・議 題

（1）地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について（公開）

（2）その他（公開）

・閉 会

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

1 開会

○事務局：本日はお忙しい中皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻より若干早いですが、本日出席予定の方がお揃いですので、これから第4回阿賀野市地域福祉計画策定委員会を開会いたします。

なお、井上勉委員、石崎康夫委員、黒崎照子委員、江口教子委員から欠席の連絡をいただいております。

まず、会議の開催にあたりまして資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りした資料は「第3期阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）」です。本日お配りしました資料は今回の計画に対して事前にいただいた意見をまとめたものです。

以上、皆様のお手元に不足の資料はございませんでしょうか。

それでは次第に沿って進めて参りますが、今回は阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開することといたします。

公開にあたっては委員長の承認をいただき、その後にホームページに掲載することとしますのでご了承願います。

また、議事録作成のため、録音させていただくとともに議事録作成システムにて記録させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

それでは次第に沿って議事を進めます。

2番の委員長あいさつです。委員長、あいさつをお願いいたします。また、その後の議事進行も引き続きお願いいたします。

2 委員長あいさつ

○委員長：お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今回は第4回目の阿賀野市地域福祉計画策定委員会ということでありまして、パブリックコメントの前の最後の会議になります。計画について様々な御意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 題

○委員長：それでは議題に入らせていただきます。

3番の議題の(1)、「地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

○事務局：それでは計画の素案をご覧ください。

事前にご確認いただいているかと思いますが、事務局からも簡単に計画案について説明いたします。

まず表紙ですが、今までと同様に地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとしますが、更に「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」も包含して策定しますので、表紙にもその旨明記しております。

めくっていただきまして目次です。この計画は5つの章で構成されています。

「第1章 計画の策定にあたって」では、簡単に言いますと「そもそも地域福祉計画とは？」ということの説明です。

「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」では、阿賀野市のデータの経年変化や市民アンケートの結果について説明し、そこから見えてきた課題について記述しています。

「第3章 計画のめざすところ」では、基本理念・基本目標・重点施策を定めて、これについて説明しています。

「第4章 施策の展開」では目標ごとに「住民や地域のみなさんをお願いしたいこと」「市が主に取り組むこと」「社会福祉協議会が主に取り組むこと」を設定するとともに、それぞれ現状値と目標値を定めています。

また、この第4章の中で「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を盛り込んでいます。

「第5章 計画推進のために」では、住民、地域団体や関係団体、市、社会福祉協議会の役割を改めて示しています。そして、PDCAサイクルにより施策を推進していくこととしています。

それでは、計画の内容について説明してまいります。

全部を細かく説明していくと、いくら時間があっても足りませんので、かいつまんで説明していきます。なお、後ほど質疑の時間を設けますが、私が説明していない部分でも、事前にご覧いただいた中でご意見・ご質問していただいても結構です。

まず、第1章についてはほぼ説明を省略しますが、「6 計画の期間」は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章の「1 データから見た阿賀野市」「2 市民アンケート調査」「3 前期計画における取組みの振り返り」についても説明を省略します。「4 市の地域福祉をめぐる課題」ですが、28ページをご覧ください。

課題を6つに整理しました。相談につながる仕組みづくり、連携・交流・地域活動の促進など、コロナ禍を経てつながりが希薄化している現状を鑑み、前期計画で掲げた考え方を継続するため取組みを強化していきます。それとともに、成年後見制度の利用促進や災害時の支援など、安全・安心なまちづくりにも取り組んでいくこととします。

めくっていただきまして30ページ、第3章です。

基本理念は「つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”」としてみました。前回の委員会での審議で「つながり」「世代を超えて」「支え合う」といったキーワードに着目されていたので、これらを取り入れたものになっています。

基本目標は「基本目標1 みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり」「基本目標2 みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり」「基本目標3 みんながお互いに支え合うまちづくり」「基本目標4 みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり」の4つとしました。目標ごとに重点施策がぶら下がっている形となります。

34ページから第4章となります。34ページをご覧ください。

まず基本目標とそれに関連するSDGsのマークを記載しています。

レイアウトは基本的に重点施策ごとに見開きとしています。

目標、現状や課題に対して「住民や地域のみなさんをお願いしたいこと」「市が主に取り組むこと」「社会福祉協議会が主に取り組むこと」を掲げ、5年後の目標値や評価項目

を設定しています。この目標は市、社会福祉協議会又は両方一緒に取り組むものとしています。このように、市がやるべき目標「地域福祉計画」と社会福祉協議会がやるべき目標「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。

また、市、市役所においては社会福祉課だけではなく関係課と一緒に課題解決に取り組んでまいります。例えば35ページの「＊虐待防止に向けた体制の充実に図ります」の担当課が社会福祉課、高齢福祉課、健康推進課となっていますが、主に、社会福祉課は障がい者、高齢福祉課は高齢者、健康推進課は児童、に対する虐待防止に取り組んでまいります。

また、めくっていただいて36ページですが、「市が主に取り組むこと」で、わかりやすい情報提供・情報発信を行う担当課が「関係課」となっています。これは市役所全体として、市民にとって有用だと思われる情報をどんどん発信していきます、ということで、特にどの課、どの部署、ということは限定していません。この後にも担当課が多岐に渡る場合には「関係課」という書き方をしています。

まためくっていただきますと、基本目標2、基本目標3とそれぞれ重点施策ごとに見開きになっています。

52ページからは重点施策4－（3）で、これが「阿賀野市成年後見制度利用促進基本計画」となっています。この計画が地域福祉計画・地域福祉活動計画の重点施策の一つとなっており、「包含して策定」という言い方にしています。

計画ということで、今までのように見開きでなく、計画策定の背景と目的、計画の位置付け、現状と今後の施策と展開していっています。

一旦55ページをご覧くださいなのですが、アンケートで「成年後見制度のことをよく知っている」と回答された方が14.1%しかいらっしゃいませんでした。また、利用したいという方も25.2%と4分の1程度となっています。そこで、まず「成年後見制度とは何ぞや」というところをある程度記載する必要があると思ひまして、52ページから3ページにわたって説明しています。

そして、「地域包括支援センター阿賀野・笹神」と「障がい者基幹相談支援センター」を「中核機関」として定め、市及び中核機関が主体となって成年後見制度の利用の促進など、権利擁護のための施策に取り組んでまいります。

60ページからは重点施策4－（4）で、これが「阿賀野市再犯防止推進計画」となっています。

62ページをご覧ください。「立ち直りへの協力意向」のアンケートでは「協力したいが、理由があって難しい」を含めても「協力したい」が半数程度となっています。また、ここには掲載されていませんが「どんな協力をしたら良いかわからない」という回答も多く見られました。

そこで、市民の皆さんには、まず「理解を深めてもらう」ことに取り組んでいただきたいと考えております。

市は「再犯防止」という観点から、まずは就労と住居の確保に取り組めます。「就職できない」「お金がほしい」というところから窃盗などの軽犯罪を繰り返すケースがあるこ

とから、そのセーフティネットを確立させていきます。さらには関係機関と連携し、支援を広げてまいります。

66ページ・67ページは成果指標を再掲しております。

68ページからは第5章となります。

最後の資料編は未作成ですが、「1 阿賀野市地域福祉計画策定委員会」には委員名簿、委員の皆様の氏名を掲載させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○委員長：事務局から地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について説明がありましたが、皆さんから御意見、御質問等、何かございませんでしょうか。

○委員長：まず、事前にいただいた意見についての説明を事務局からお願いします。

○事務局：いくつか意見をいただいておりますが、事務局で回答できるものと、委員の皆様から協議いただきたいものがありますのでよろしくお願いいたします。

まず45ページをご覧ください。

45ページの下の目標値・評価項目のところで、年間利用者数と活動者数という評価項目がありまして、この2つの違いがわからないという御意見をいただきました。利用者数はここにいらっしゃる高齢者の方で、活動者は実際に携わるスタッフとボランティアの方ということです。

飛びまして65ページのところを読んでいただきたいと思います。

一番下の部分ですが、市が取り組めることとして、入札参加資格審査について、新潟県では犯罪をした人等の雇用に協力をする企業、協力雇用主に対して入札の際にインセンティブがあるということで、阿賀野市でもその入札参加資格審査規程に同じような趣旨の審査基準を取り入れるようなアクションについての記載があってもよいのではないかということです。これについては、ここに記載しても良いのですが、例えば、委員長は保護司でもあるかと思いますが、私からその担当部署にこういった意見があるので、次回の見直しのときに検討していただけますかということで、私からお答えするというのもいいですか。それとも保護司会からそのような申し出をされるっていうふうな形にした方がいいのか、一旦また私がこの意見を受けて、今入札を担当している管財課につなぐということでも良いですか。

○委員長：協力雇用主は犯罪をした人等に対する就労支援ということになると思います。就労支援については市としても取り組むこととしていますので、何かしらの形で記載する、又は検討する、という文言があっても良いと思います。

審査規程のところに入れてくださいということを保護司会として要望するというものではないのかなと思います。

県の審査規程の主観的項目には、協力雇用主、障がい者の雇用状況、ハッピーパートナーというものがあるが、一方、阿賀野市には障がい者雇用やハッピーパートナーはあるのですが、協力雇用主に対する加点がないので、そこに取り組みますという記述があっても良いと思います。

犯罪をした人等を雇用する企業の支援をする、という書き方でも良いのですが。

○事務局：当初の案では「協力雇用主との連携」という記述はありました。ただ、商工観光課に確認したところ、協力企業は把握していないし、商工観光課として連携していくのは難しいということでしたので記述を削除したとことでした。

○委員長：協力雇用主に登録している企業を、あまり公にはしていません。

まず、阿賀野市に協力雇用主会という会自体がなくて、新発田市にはあるので、阿賀野市の企業は新発田市の協力雇用主会に入っていたりします。ですので、もっと突っ込んで取り組むのであれば、阿賀野市の協力雇用主会を立ち上げて、そこに入れてもらってというところまでいけば良いと思います。ただ、今回初めて再犯防止推進計画を策定するにあたって、そこまで積極的な取組みが難しいということであれば、単純に「雇用する企業の支援をします」という文言を入れていただくと良いと思います。

○事務局：確かに協力企業についてはあまり公になってはいなくて、例えば自分たち企業がそういう協力をしているとなると、そこに勤めている人がそういう人だということになってしまうということもあり、大々的に公表するっていうところに至っていないのかなっていうところもあるのかなというふうに思っています。ただ、側面的な支援というところで記載したいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

○事務局：最後に、重点施策４－（３）成年後見制度利用促進基本計画と重点施策４－（４）再犯防止推進計画に「社会福祉協議会が取り組むこと」の項目がないが、なくても良いのかという御意見をいただいております。

社会福祉協議会の方がいらっしゃるんで、例えば、社会福祉協議会さんが現にやっていること、又はこれからやっていけるようなことを項目として掲げられるようであれば記載しますし、初めて計画を策定するところで、今回は市の取組み項目だけでということであればそういたします。

○委員：成年後見は地域福祉課の担当で、私は直接の担当ではないので細かいところまでは申し上げられませんが、社会福祉協議会は、法人後見として受けられる準備の段階のところまでは来ていると認識していますが、実際には受けてはいないところです。ですので、今後５年間で受ける方向に舵を切っていくのかどうかはまだわからないです。

会議の事前にいただいた計画の素案に対して地域福祉課から意見はなかったもので、これでよろしいかと思います。

成年後見に似たようなものとして、５１ページに記載してあるものですが、日常生活自立支援事業という県の社会福祉協議会から受託して実施している事業があります。判断能力が弱くなってきている人の金銭管理や各種契約などの支援を行うもので、何名か利用者がいらっしゃいます。今のところはこの事業を重点的にしており法人後見にまで手が回っていないので、このままの記載で良いかと思います。

○委員長：計画として、重点施策４－（３）と４－（４）に社会福祉協議会の取組みに関する記載がないと、ここだけ形が違うというか、項目が抜けているということになっています。

重点施策ですが、例えば４－（３）であれば、見出しが「権利擁護及び成年後見制度の利用促進に対する支援を進めます」となっていて、その下に副題のような形で「成年後見

制度利用促進基本計画」と記載されています。そうすると、形としてこれまでの項目には「社会福祉協議会が主に取り組むこと」というものがあるので、あった方が体裁は整うと思います。

今の成年後見制度については、法人後見を社会福祉協議会が取り組もうかどうか検討していて、その方向に進んでほしいという思いを市は持っていますよね。今後5年間の計画のスパンの中で、できるだけ早い時期にそれを達成してほしい、ということであれば、成年後見のところに「社会福祉協議会が主に取り組むこと」として記載があっても良い、あった方が自然だと思います。

○委員：法人後見の看板を掲げてはいますが、その段階で止まっているのがここ数年です。

○事務局：成年後見を進めます、というところまで踏み込んで書けるのかどうかというところで、市としては、社会福祉協議会にそこまでやっていただければありがたいなと思いますが、一応、最初の計画ということでそこまで記載しなくても良いのかな、と思うところもありました。

○委員長：保護司会についてはある意味ボランティア団体という位置付けの団体になるのと思いますし、社会福祉協議会としてはボランティア育成も目標の一つとしてとらえているので、そういうものが入っていても不自然ではないわけですね。

そういう意味ではどこに記載しても良いとは思いますが、ただ、何も書かないというよりは、計画の体裁から言うとあった方が良いでしょうし、あとはどの程度の表現でとどめるかというところだと思います。

○委員：実際この活動計画の内容について社会福祉協議会の内部で話をする中で、法人後見に関しては出てきませんでした。

生活困窮者に関しては「暮らしサポートセンターあがの」というところに対応しています。生活が困窮していないけれども判断能力が十分でない人の、そのはざまのところの支援、そちらに地域福祉課の支援の目が向いているところです。今後5年間のスパンで法人後見にどう向き合っていくかというところで、明確な答えができなくて申し訳ないですが今はそんな状況です。

○委員長：成年後見には何段階かあるわけですね。後見のほかに保佐や補助もあるということ。

ゆうきの里の利用者、障がい者の中でも知的障がいの方だと普通の人というよりは判断能力がなくなるのが早くて、60代ぐらいになるとそろそろ何か支援を頼まないといけないという人も出てきます。実際に保佐人がついている人もいます。ですので、記述の仕方になりますが、検討、進めていきますといった表現で良いと思います。

あった方が、体裁が整うと思います。

○事務局：体制の整備を進めていきたい、といった表現でしょうか。

○委員長：進めていきます、とか、検討を重ねます、といった表現で留めておいて良いと思います。

○委員：持ち帰って、担当課に話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局：可能であれば年内の対応をお願いします。

○委員：わかりました。

○委員：今やっぺらっしやる、後見に当たらない支援、それを継続していくとともに、必要に応じて保険制度に進めていくといった形であれば、やれるのではないのでしょうか。

生活が困窮している方には、まずは今までの方法で支援して、さらに必要に応じて、という形で、この中から成年後見の対象になる方が出てくると思います。今の取組みを引き続き充実させていくとともに成年後見も検討していく、といった表現であれば何とかならないでしょうかね。

○委員：なるほど。

○委員長：よろしいでしょうか。

事前に提出された4つの意見に対する意見交換は終わりましたが、その他について何か御意見、御質問等があればお願いします。

○委員：最初の質問のふれあい広場利用と活動者の件ですが、笹神、あと水原、安田でやっています。私も一応ボランティアで参加していますけども、笹神のふれあい広場はボランティア2人で支えながらやっぺら利用している、という方もいらっしやいます。私の親戚が水原でボランティアをしています、水原はそのような状態の方は受け入れないようにしているそうです。

ボランティアが、利用者を支えるときにけがをするという事例もあるそうです。先日、もしけがや骨折した場合どうするのかという話になりまして、保険があるから大丈夫、いや保険があるから良いというわけではない、という話になりました。

利用者も毎日家にいるよりはサロンやふれあい広場に来るといろんな人とおしゃべりするから楽しいというのはわかりますが、ただそこにいるボランティアの人も結構きつくなっていて、新規のボランティアを募集してもなかなか応募がない状況です。

○委員：今は60歳を過ぎても働いている方が多いので、どう支えていくかというのが難しいところだと思います。

○委員：これから雪が降ったりすると、道路事情も良くないし、万が一利用者にけがをさせてしまっても困るので、笹神では、朝雪が降って除雪車が通った場合はふれあい広場はお休みということにさせてもらっています。

○委員長：そんな状況で活動していますというご意見として受けとめさせていただきます。

ほかに何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○委員：細かいところですが、「市が主に取り組むこと」の「主な担当課」で、1つの課で書いてあるところと複数課で書いてあるところがあるんですが、例えば45ページの子育て世帯云々っていう、二重丸のところで一番上の「地域全体で子育てを支援する環境を整えます。」の担当課は社会福祉課だけで良いのでしょうか。

以前聞かれたときに健康推進課も加えさせていただいたんですが。

○委員：子育てとなると社会福祉課だけではなく健康推進課でしている部分もありますね。

○委員：障がい児の関係もそうですね。

担当課が1課なのか、関係課を全部並べるのか、それとも関係課と記載するのか。あと同じ内容ですが、41ページの「人権を尊重する意識を高める取組を行います。」は市民生活課だけ書いてありますが、生涯学習課や学校教育課も行っています。

○委員：関わる全部の課を載せるのか、主だった課を載せるのか。

○委員：人権の計画を作っているのは市民生活課ですが、確かに生涯学習課と学校教育課も関わっていますね。

○委員：人権は上の二重丸のところに「福祉教育を促進します」と記載されていますので、学校教育課はどうなのかなと思いました。集会は市民生活課と学校教育課が中心に行っているという印象がありましたので。

○委員長：最大3課が記載されているところはあるので、3課まではそれぞれの課の名前を入れるが4課以上になったら「関係課」にするとか、統一されていればそれはそれで良いと思います。

事務局でもう一度最終チェックをしていただきたいと思います。

○事務局：はい、わかりました。

○委員長：その他、ご意見等ございますでしょうか。

○委員：私たち県でも色々な計画を策定するとき、さっきおっしゃったようなその主な担当課という場合、何について主なのかっていうところがありまして、やはりどうしてもここは主観的な部分になってしまうのかなと思います。例えば予算の取りまとめをするであるとか、そういった窓口的な機能を果たすところがあるのであれば、主な担当課でよろしいかと思います。ただ、拝見させていただいたところ、関係課という表記があったり複数課が併記されていたりとなっていますので、委員長さんがおっしゃられたように、やはりそこはルールをもって記載した方がよろしいのかなと思います。併記した場合もやはり関与の度合いがそれぞれ違って、どちらが主なのかなかなか判断つきにくい部分があると思いますので、やはり一定のルールがあるとよろしいのかなと思います。

これが公表されて市民の方の目に触れますと、この項目についてお聞きしたいんですけどということで問い合わせがあったときに、どこの課が対応するのかというところも、やはり市民目線で見たときに、ちょっとこれよくわからないのかっていう問題が生じかねませんので、やはりルールがあるとわかりやすいのかなと思います。

○委員：今おっしゃられたように市民目線で見ると、この関係課という表記だと、何か本当に困っている、具体的にどうなのかなと思ってしまいましたので、一定のルールできちんと配慮できるような記載があるとわかりやすいのかなと感じました。

○委員長：ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

なければ2番のその他について、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局：今後のスケジュールについてご説明いたします。

今日皆様からいただいた意見を基に計画案を修正いたします。

計画案は1月中旬、1月15日から1か月程度パブリックコメントを予定しております。計画案につきましては、議事録と一緒に皆様にもお送りしたいと思います。計画案に

つきましても、パブリックコメント期間中に委員の皆様からも何かご意見がありましたら、いただければ大変ありがたいのでよろしくお願いいたします。

パブリックコメントを経た後、最後、第5回の策定委員会を開催いたします。できれば2月中には開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長：1月15日から1か月にわたってのパブリックコメントということですので、2月中といっても後半になると思いますので、当会議の開催案内が届きましたらお集まりいただきますようお願いいたします。

その他で委員の皆様から何かご発言はございますでしょうか。

なければ、すべての議題が終了しました。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これからの進行は、事務局にお返しします。

○事務局：委員長、スムーズな進行ありがとうございました。

それでは本日の地域福祉計画策定委員会は以上で終了とさせていただきます。

ありがとうございました。